

地名 散歩

第121回 なさそうで意外にある「旧」つき地名

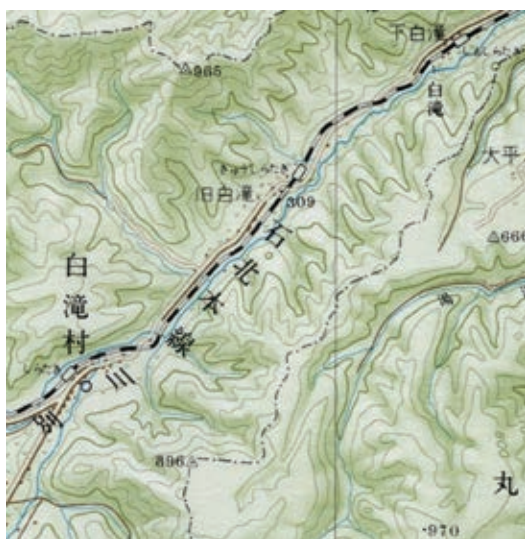
一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

新のつく地名はいくらでもある。それでは旧のつく地名を聞いたことがあるだろうか。調べてみると、「新」の地名に比べてずっと100分の1以下ではないかと思うほど少ないが、たしかに存在する。まずは駅名をチェックしておこう。現存するものは神戸市営地下鉄海岸線の「旧居留地・大丸前」が唯一の例だ。JRと阪神の元町駅からすぐの場所だが、文字通りかつて国際貿易港における外国人居留地であった場所を指している。

平成28年(2016)3月までは北海道遠軽町に旧白滝駅があった。旭川と網走を結ぶ石北本線で、昭和22年(1947)に設置された片面のホームと小さな待合ボックスのみの「仮乗降場」で、かつては道内の時刻表にしか掲載されていなかった。JR北海道となって正式な駅

とはなったものの実態は変わらず、少数の住民が利用していたが、自動車時代と過疎のため利用者はさらに減少、最後はここを利用する高校生の卒業を見届けて廃止されたという。その様子はテレビでも放映された。

所在地は昭和21年(1946)に遠軽町から分離独立した白滝村で、平成17年(2005)には合併でまた遠軽町に戻ったのだが、白滝という地名はアイヌ語のポロ・ソー(大きな滝)に由来するとされる。明治24年(1891)に旭川～網走間を結ぶ中央道路(現国道333号に相当)が開削された際に無人の「八号駅通」が設置されたのが始まりで、同26年に長野県出身者がこの駅通に住んだのが「和人」居住の始まりであった。その後石川県人の石上藤蔵が初めて入植したのだが、後にもう少し上流側が



石北本線に「白滝」つきの駅が連続していた頃の白滝村(現遠軽町)。中央が旧白滝、図の西側にはさらに奥白滝と上白滝の2駅が続いていた。1:200,000「北見」昭和48年修正



千葉県君津市の亀山ダム近くには旧のつく5つの地名が集まっている。右上がJR久留里線上総亀山駅。地理院地図(陰影起伏図透過率80%)令和4年3月4日ダウンロード

白滝村の中心となったことから、最初の入植地が旧白滝と呼ばれるようになる。

石北線(昭和36年から石北本線)が全通したのは昭和7年(1932)で、その時点では奥白滝、上白滝、白滝、下白滝と4つの「白滝」駅が連続していた。戦後に誕生して5つ目となった旧白滝はその名に反して最も新しい駅であったが、平成になって4つが廃止または信号場化されたので、今では乗客が利用できるのは白滝駅のみである。同駅はかつて「村の駅」に特急が停まる唯一の例として話題になったこともあるが、白滝村も合併で遠軽町になったので今は昔だ。

新潟県柏崎市には旧広田^{ひろた}という地名がある。信越本線の越後広田駅の所在地だが、主に家並みがあるのは隣の大広田だ。駅が設置された大正10年(1921)時点では刈羽郡北条村^{きたじょう}で、さらに明治34年(1901)以前に遡れば広田村であった。同22年の町村制施行時に大広田・旧広田の2村が合併して誕生したものである。ただし旧広田村は明治初年まで(地名辞典でも具体的な年は不詳)は小広田村^{こひろた}と称していた。つまり大・小のペアであったのだが、「小」を嫌ったのだろうか。旧広田とした理由は「こちらの方が古い」というアピールなのかもしれない。旧家という言葉もあるし、なるほど由緒ある印象を与える。

静岡県下田市に現存するのは「旧岡方村^{おかがた}」。大字名で村がつくのは珍しいが、さらに旧が冠されているのでひときわ異彩を放つ。港町である下田の西側の、文字通り「岡の方」にあった。現在の大字としての旧岡方村は昭和60年(1985)頃から宅地開発されるまでは山林であった地区だが、かつての岡方村のエリアは下田の旧市街にもかかっており、嘉永7年(1854)に吉田松陰がペリー艦隊に便乗して渡米を企てた際、潜伏した現下田市四丁目の宿も岡方村であった。どのような経緯か知らないが、明治8年(1875)に岡方村は下田町に合併されて

一旦は消滅する。それが90年以上も経った昭和40年代(地名辞典では不詳)に山の方に忽然と復活し、旧岡方村を名乗るようになった。岡方村の消滅を惜しんだ人の計らいだろうか。

旧の地名が最も多く集まっていると思われるのが千葉県君津市である。JR久留里線の終点である上総亀山駅のすぐ近くにある亀山湖の周辺だ。昭和55年(1980)に竣工した亀山ダムによる人造湖の複雑な湖岸線に沿って豊田旧野中、豊田旧菅間田^{すがまた}、川俣旧川俣、川俣旧押込^{おしこめ}、川俣旧月毛^{つきげ}という5つの「旧」つき地名が並んでいる。かつては野中、菅間田、川俣、押込、月毛の5村であったのが、明治10年(1877)に前2者が豊田村、後3者が川俣村となった。このうち豊田村は幕末の嘉永5年(1852)に水路が完成して豊かな土地になったことによる命名という。この時期の合併では旧村名は消滅することが多く、残されたとしてもたとえば「豊田野中」という具合に連称とするのが一般的であるが、「旧」をつけたところが珍しい。

これらとは別に、旧施設などを地名に取り込むものも僅かながら存在する。たとえば豊臣秀吉が京都の市街を取り囲むように築かせた「御土居」の敷地に位置するのが、京都市北区の「鷹峯旧土居町^{たかみねきゅうどいちょう}」だ。まさに旧土居の幅で細長く伸びており、その曲がり角で直角に折れているのでL字形をしている。町名となったのは京都市に編入された昭和6年(1931)からで、それ以前は愛宕郡鷹峯村鷹峯字旧土居であった。

もうひとつ、もっと新しい施設跡地の地名がある。福岡県遠賀町の「旧停^{きゅうてい}」という町名だ。鹿児島本線の前身である九州鉄道が明治23年(1890)に遠賀川停車場を文字通り遠賀川西岸の広渡^{ひろわたり}に設置したのだが、水害を受けた河川改修で西側の現在地に移転した。これによりかつて停車場のあった付近が「旧停」と呼ばれるようになり、それが平成14年(2002)から正式に町名として設定されたものである。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO.783
2022 April



表紙写真
「夫婦さくら」

第36回写真コンクール
銅賞(自由部門)
平野 肇 ●愛知会

毎年さくらの咲く季節になりますと祖母の生家前山に咲く桜と又従兄弟夫婦の記念写真を撮っています。マンネリ化しないように、今年はどんな衣装が良いか試行錯誤しながら楽しんでます。円満具足の秘訣？「夫婦は、一生涯かし合い」ですよ。

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第81回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び
「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」について I
日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英
(公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

08 令和3年度 第2回全国会長会議

13 第37回写真コンクールインターネット投票

14 続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.98 長野会/宮崎会

17 高知県立宿毛工業高等学校の出前授業

19 令和3年度土地家屋調査士試験の結果について

20 土地家屋調査士試験の受験体験記

21 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

22 会務日誌

24 追悼(國吉名誉会長)

「追悼 國吉正和前連合会長」
日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎
「國吉正和先生の教え 「次世代の創造は研鑽にあり」」
東京土地家屋調査士会 会長 佐々木 義徳
「彼に想う」
東京土地家屋調査士会 文京支部 成住 哲雄

26 土地家屋調査士の皆さまへ 団体総合生活補償保険

27 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテ Map

28 土地家屋調査士名簿の登録関係

29 ちょうさし俳壇

30 日調連ウェブサイト更新情報

30 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第81回 「資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方」及び 「専門的職業人材への独占禁止法適用問題」について I

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 松山 隆英
(公正取引委員会元事務総長、TMI総合法律事務所顧問)

はじめに

土地家屋調査士などの資格者を会員とする団体は、法律上その設立が義務付けられ、資格者には当該団体への加入が義務付けられている。資格者団体については、平成13年3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」において、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、制度の在り方等の見直しを行うこととされ、各省庁、各団体において、見直しが進められてきたところ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係が分かりにくくなっているとの指摘がなされていたこと、また、独占禁止法に違反するおそれがあるとして公正取引委員会が調査した事例も生じていたことから、公正取引委員会は、平成13年10月24日に、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を取りまとめ公表した。本考え方の公表によって、資格者団体が行う活動、特にその中でも会員間の競争に与える影響が大きいと考えられる報酬、広告及び顧客に関する活動について独占禁止法上の考え方が一応整理された。

本稿では、第1部において、資格者団体の活動等について、この考え方が公表される過程で、独占禁止法違反事件として公正取引委員会に取り上げられた個別事件の歴史を振り返り、整理することとしたい。

近年、個人の働き方は多様化し、労働契約に基づき企業の従業員として働くのではなく、個人請負など企業の指揮命令を受けずに「個人として働く者」が増加しつつあるといわれている。その背景には、終身雇用や年功序列を前提とした雇用システムでは個人の多様な就労ニーズに対応しきれない状況があることや、オープンイノベーションの推進やITの進展により外部人材の重要性が増していること、イン

ターネット上で企業と人材のマッチングが容易になったことがあると考えられている。個人の働き方の多様化は、出産や育児、介護など、働き手のライフステージに応じた柔軟な働き方の実現につながる事が考えられ、少子高齢化が進み人手不足の深刻化が懸念される我が国において、この多様化が、労働供給の間口を広げる糸口の一つとなると指摘されている。人材不足による人材をめぐる需給の逼迫は、人材の獲得をめぐる競争が活発化する方向に働くが、その一方で、活発化した競争を制限する行為が行われる可能性もある。このような状況下で、人材の獲得をめぐる競争に独占禁止法を適用する意義は大きいと考えられたために、公正取引委員会は、平成29年8月、競争政策研究センター（CPRC）に、「人材と競争政策に関する検討会」を設置して、独占禁止法、労働法、産業組織論、労働経済学、労働市場についての学識経験者、専門家及び実務家12名によって検討が行われた。その結果、平成30年2月15日に報告書として取りまとめられ、公表された。

本稿の第2部においては、本報告書の内容を紹介するとともに、専門的職業人材をめぐる競争に独占禁止法が適用された事例を振り返って、考え方を整理することとしてみたい。

第1部 資格者団体への独占禁止法適用の歴史と考え方

1 「日本建築家協会事件」(昭和54年9月19日審判審決)

医師、弁護士、公認会計士、一級建築士などの資格者に対する独占禁止法適用問題は、独占禁止法が

制定された昭和20年代から昭和50年代にかけては、いわゆる自由業に対する独占禁止法適用問題として議論が行われていた。学説上も、自由業に該当する者については、「何らかの経済的利益の給付に対応する経済的利益の反対給付を受ける行為を反復・継続して行う者」である以上経済事業を行う者であり、独占禁止法2条1項の「事業者」に該当すると解する積極説と、同法1条の究極目的である「国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」に関係のある事業、例えば、商業、工業、金融業等の事業を行う者で、自由業はこのような企業性格を有しないから、同法2条1項の「事業者」に該当しないと解する消極説が対立していた。

日本建築家協会は、一定の要件を有する一級建築士等を構成員とする団体であるところ、「建築家の業務及び報酬規程」を定め、その中で業務報酬について、「設計監理の報酬の算出は、料率による算出方法を原則とする。」とし、「日本建築家憲章」を定め、建築物の設計及び工事監理を行うに当たり、報酬上の競争をしてはならない旨等を規定して、これらを会員に周知させるとともに、この憲章に賛同することを入会の条件としていた。公正取引委員会は、昭和51年に審判開始決定を行い、審判手続きを経て、昭和54年9月19日に、協会の正会員である個人や会社組織の建築士事務所の代表者などは独占禁止法2条1項の「事業者」に該当すること、日本建築家協会は同法2条2項の「事業者団体」に該当すること、報酬基準、報酬上の競争禁止条項等を定め、正会員の遵守事項としていることは、同法8条1項4号(現8条4号)の規定に違反するものであったという内容の違法宣言審決を行った。なお、日本建築家協会が昭和54年5月に報酬基準等の廃止、憲章の廃止等の措置を採ったことから既に違法行為はなくなっており、事業者団体にも該当しなくなっているものと認められたので、格別の措置は命じないとされた。

本件は、自由業である一級建築士が「事業者」に該当し、日本建築家協会が「事業者団体」に該当すること、報酬基準等を定めること等が独占禁止法8条1項4号(現8条4号)(事業者団体の構成員である構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること)に違反するものであることを明らかにしたもので、いわゆる自由業に対するリーディング・ケースであると

評価されている。なお、学説上の対立については、本件及び次に述べる医師会などに対する独占禁止法違反事例が増えてきた実態を踏まえ、消極説を述べていた今村教授は、「事業者」の範囲は社会の実態に応じて判断されるべきものであるとして消極説を事実上撤回したことから、昭和50年代後半以降では積極説が通説となっている。

<参考文献>

1. 大村須賀男・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第三版] ,pp89-90
2. 飯田泰雄・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第四版] ,pp108-109
3. 山田昭雄・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第五版] ,pp110-111

2 医師会、歯科医師会に対する独占禁止法の適用

(1)「千葉市医師会事件」(昭和55年6月19日勧告審決)

千葉市医師会は、千葉市において病院又は診療所を開設して医業を行っている開業医306名等を会員としている。千葉市医師会は、開業医の事業活動に関連する学校医の推薦、優生保護医の指定の申請などの公的業務を行うほか、開業医である会員に対し、関係行政機関からの通達類の情報伝達など業務上必要な便宜を広く供与している。千葉市においては、開業医にとって千葉市医師会に代わるべき組織が他になく、同医師会に加入することなく独自に開業するときは、千葉市医師会及び千葉県医師会がそれぞれ会員に供与する前記便益を受けることができず、また、診療面で他の開業医の協力を求めがたい等のため、会員に比し、事業上不利となるおそれがあるところから、千葉市医師会に加入しないで開業医となることは、一般に困難な状況にある。

千葉市医師会は、「医療機関適正配置指導委員会」を設置し、病院・診療所の開設・継承・移転、診療科目の追加・変更、病床の新增設等について審議することとしてこの承認を得ないで病院等の開設を行う者に対しては、退会を促し、入会を認めない等の委員会申合せ事項を決定した。

公正取引委員会は、千葉市医師会は独占禁止法2条2項の事業者団体に該当するところ、会員又は非会員の行う病院・診療所の開設等を制限することに

より、千葉市の区域における開業医に係る事業分野における事業者の数を制限し、また同医師会の構成事業者の機能又は活動を不当に制限していたものであって、同法8条1項3号及び4号(現8条3号及び4号)に違反するとの勧告審決を行った。本件は、自由業に独占禁止法が適用された事例としては、日本建築家協会に対する件に次ぐものであり、開業医は事業者に該当し、医師会は事業者団体に該当するもので、医師会の開業制限等のカルテル行為に独占禁止法が適用されたリーディングケースとなっている。

(2)「豊橋市医師会事件」(昭和55年6月19日勧告審決)

豊橋市医師会は、豊橋市において病院又は診療所を開設して医業を行っている開業医159名等を会員としている。豊橋市医師会は、開業医の事業活動に関連する学校医の推薦、優生保護医の指定の申請などの公的業務を行うほか、開業医である会員に対し、関係行政機関からの通達類の情報伝達、准看護婦養成施設の設置など業務上必要な便宜を広く供与している。豊橋市においては、開業医にとって豊橋市医師会に代わるべき組織が他になく、同医師会に加入しない開業医となることは、一般に困難な状況にある。

豊橋市医師会は、「医療機関適正配置委員会」を設置し、病院等の開設する場合には、同医師会の承認を得させることとし、承認願には会員の紹介を必要とすること、承認の可否を決定する際に開設予定地周辺の会員の意見を特に重視すること等の内規を決定した。さらに、開業医として入会する場合の入会金を、例えば50病床以上の病院の場合400万円とする等従来の倍額以上に引き上げることを決定し、病院等の継承、移転、診療科目の追加・変更、病床の新増設についても同医師会の承認を得させることとした。

公正取引委員会は、豊橋市医師会は独占禁止法2条2項の事業者団体に該当するところ、会員又は非会員の行う病院等の開設等を制限することにより、豊橋市の区域における開業医に係る事業分野における事業者の数を制限し、また同医師会の構成事業者の機能又は活動を不当に制限していたものであって、同法8条1項3号及び4号(現8条3号及び4号)に違反するとの勧告審決を行った。

本件は、自由業に独占禁止法が適用された事例としては、日本建築家協会に対する件に次ぐものであり、開業医は事業者に該当し、医師会は事業者団体に該当するもので、医師会の開業制限等のカルテル行為に独占禁止法が適用された「千葉市医師会事件」と並んでリーディングケースとなっている。

(3)「札幌歯科医師会事件」(昭和56年2月18日勧告審決)

札幌歯科医師会は、札幌市において、開業歯科医540名等を会員とする社団法人である。札幌歯科医師会は、関係行政機関からの通達類の情報伝達、歯科衛生士等の養成施設の設置など業務上必要な便益を広く供与している。札幌市においては、開業歯科医にとって札幌歯科医師会に代わるべき組織が他になく、同歯科医師会に加入することなく独自に開業するときは、同歯科医師会等が会員に供与する前記便益を受けることができない。

札幌歯科医師会は、「札幌歯科医師会適正配置委員会」を設置し、歯科医療機関の開設、分設もしくは移転、開設者の変動について審議し、その結果を理事会に報告して承認決定を受けること等を定めた。新規開業医の入会について、「開業適正配置要綱」を決定し、既設歯科医療機関から200メートル以内の開業は自粛するよう指導すること等を定めた。

公正取引委員会は、札幌歯科医師会は独占禁止法2条2項の事業者団体に該当するところ、会員又は非会員の行う歯科医療機関等の開設等を制限することにより、札幌市の区域における開業歯科医に係る事業分野における事業者の数を制限し、また同歯科医師会の構成事業者の機能又は活動を不当に制限していたものであって、同法8条1項3号及び4号(現8条3号及び4号)に違反するとの勧告審決を行った。

本件は、開業歯科医は事業者に該当し、歯科医師会は事業者団体に該当するもので、歯科医師会の開業制限等のカルテル行為に独占禁止法が適用されたリーディングケースとなっている。なお、本件では、「札幌歯科医師会に加入することなく独自に開業するときは、同歯科医師会等が会員に供与する前記便益を受けることができない。」とは認定されているが、千葉市医師会事件や豊橋市医師会事件のように、「同医師会に加入しない開業医となることは、

一般に困難な状況にある。」とまで認定されてはいない。そのため、一定の事業分野における事業者の数の制限になるのかという論点が生じている。しかし、本件の実施状況として、会員又は非会員から開設等の申出があった場合、「開業適正配置要綱」に適合するよう指導し、不承認の決定や申込書を取り下げさせることによって、歯科医療機関の開設等を断念した例及び予定場所の変更を余儀なくされた例があることが認定されており、このことが同法8条3号の「一定の事業分野における事業者の数の制限」に該当することの根拠と考えられている。

(4)「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」 (昭和56年8月7日)

昭和55年から56年にかけて、医師会、歯科医師会の医療機関の適正配置に関する活動等に関し、独占禁止法違反とされた事例が相次いだことを受け、公正取引委員会は、医師会の活動と独占禁止法との関係についての考え方を、活動指針(「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」(昭和56年8月7日))として取りまとめ、公表した。この指針では、①新規開業等の制限に関する行為、②医療機関の事業活動に対する不当な妨害に関する行為等、③自由診療料金表及び文書料金表の作成に関する行為、④診療時間及び広告に関する行為の4つの行為類型に分けて、考え方を記載し、参考例として、原則として違反となるもの、おそれがあるもの、原則として違反とならないものの3つに分けて記載しており、主要なものは以下のとおりである。

- 1 新規開業等の制限については、規約、内規等により、医療機関の数の限定、距離制限を設けたり、近隣の既設の医療機関との調整を行わせたり、開業制限の目的又は効果をもつ高額な入会金、負担金等を徴収して、新規開業等を不当に制限することは、原則として違反となる。
- 2 医療機関の事業活動に対する不当な妨害としては、行政機関からの委託事業の受託、優生保護医の指定、健康保険医療機関等の指定等について、非会員を差別的に取り扱ったり、不当に妨害することは、原則として違反となる。
- 3 自由診療料金表及び文書料金表の作成については、医師会が、自由診療料金や文書料金を決

定すること、標準料金など料金設定の基準となるものを決定することは原則として違反となる。

また、共通の料金設定に役立つ、作業量、技術的難易度等に関する指標等を決定することは、違反となるおそれがあるとしている。

- 4 診療時間及び広告に関する行為については、診療時間の制限の内容が合理的でない場合やその遵守を強制する場合には原則として違反となる、広告宣伝の制限の内容が合理的でない場合やその遵守を強制する場合には、原則として違反となる。

(5)「上伊那歯科医師会事件」(平成3年3月12日勧告 審決)

上伊那歯科医師会は、伊那市等において、開業歯科医68名等を会員とする社団法人である。上伊那歯科医師会は、学校医の推薦等、関係行政機関からの通達類の情報伝達など業務上必要な便益を広く供与している。伊那市においては、開業歯科医にとって上伊那歯科医師会に代わるべき組織が他になく、同歯科医師会に加入することなく独自に開業するときは、同歯科医師会等が会員に供与する前記便益を受けることができない。

上伊那歯科医師会は、「上伊那歯科医師会適正配置委員会」を設置し、「同委員会規程」を決定し、歯科医療機関の適正配置について検討し、その結果を理事会に報告して承認を受けること等を定めた。同歯科医師会は、歯科医療機関の開設、分設、移転、開設者の継承等に関する基準等を定めた「上伊那歯科医師会適正配置要綱」を決定し、①開設希望者は同歯科医師会に入会すること、②開設希望者は所定の申出書を同歯科医師会に提出し適正配置委員会で適否を審議すること、③申出書の提出ができる者は、開設前に同歯科医師会が実施する所定の研修の終了者とする等々を定めた。

公正取引委員会は、上伊那札幌歯科医師会は独占禁止法2条2項の事業者団体に該当するところ、会員の行う歯科医療機関等の開設、分設、移転又は開設者の継承を制限していたものであり、同歯科医師会の構成事業者の機能又は活動を不当に制限していたものであって、同法8条1項4号(現8条4号)に違反するものであったとの勧告審決を行った。

本件は、開業歯科医は事業者該当し、歯科医師会は事業者団体に該当するもので、歯科医師会の開業制限等のカルテル行為に独占禁止法が適用された札幌歯科医師会事件と同様の事件であるが、札幌歯科医師会事件では同法8条1項3号及び4号(現8条3号及び4号)に違反することが認定されているが、本件では同法8条1項4号(現8条4号)に違反することのみが認定されている。独占禁止法8条1号から5号までの規定の優先的適用関係については、1号は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」が要件となっており、市場影響要件について最もハードルが高く、刑罰の適用、課徴金の対象となっている点も含め、重複適用が可能な場合には最優先して適用される規定となっている。5号は、不正な取引方法に関する規定であり、刑罰の適用が除外されている点からも、2号ないし4号の規定の方が優先的に適用される規定となっている。それでは3号と4号の規定についての優先適用関係はどのようなになっているのであろうか。「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」においては、新規開業制限の規定は、同法8条3号に違反するとされており、分院の設置や病床の増床等を不当に制限する行為は、同法8条4号に該当するとされている。すなわち、新規開業制限が、「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」の要件に該当する場合には、同法8条3号が優先的に適用されることを意味しており、事業者の数を制限するまでの要件を満たさないが、構成事業者の事業活動を不当に制限する場合には、同法8条4号が適用されるということになる。札幌歯科医師会事件においては、「開業適正配置要綱」に適合するよう指導し、不承認の決定や申込書を取り下げさせることによって、歯科医療機関の開設等を断念した例及び予定場所の変更を余儀なくされた例があることが認定され

ており、このことが同法8条3号の「一定の事業分野における事業者の数の制限」に該当することの根拠と考えられている。これに対して、本件では歯科医療機関の開設が断念された具体的事例は認定されていないことから、同法8条3号は適用できず、4号のみが適用されたと考えられる。また、違反行為が既になくなっている場合において特に必要があると認めて排除措置を命じることができ旨の既往の違反行為に対する措置の規定(独占禁止法8条の2、第2項)は、本件が行われた時点では、同法8条1項1号、4号及び5号の規定についてのみ適用されていたが、その後平成14年の独占禁止法の改正によって、同法8条1項2号及び3号(現8条2号及び3号)の規定についても適用対象に追加されている。

<参考文献>

- 金子晃・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第三版] ,pp12-13
- 宮坂富之助・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第四版] ,pp12-13
- 高橋岩一・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第五版] ,pp110-111
- 池島宏幸・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第三版] ,pp98
- 鈴木加人・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第四版] ,pp112-113
- 久保欣哉・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第三版] ,pp80
- 高瀬雅男・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第四版] ,pp100-101
- 平林英勝・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第五版] ,pp102-103
- 内田耕作・別冊ジュリスト独禁法審決・判例百選[第五版] ,pp112-113

令和3年度 第2回全国会長会議

令和4年2月2日(水)午前10時から午後5時まで、令和3年度第2回全国会長会議が日本土地家屋調査士会連合会電子会議室において開催されました。



- 1 開会の言葉 (日本土地家屋調査士会連合会副会長 野中和香成)
- 2 連合会長挨拶 (日本土地家屋調査士会連合会会長 岡田潤一郎)
- 3 座長選出 (日本土地家屋調査士会連合会副会長 柳澤尚幸)
- 4 連合会事業経過報告
- 5 民法・不動産登記法の改正等について (法務省)
- 6 連合会が取り組んでいる事業等の説明
 - (1) 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
 - (2) 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正(案)について
 - (3) 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正(案)について
 - (4) 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正について
 - (5) 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施について
 - (6) 従来型における法務省不動産登記法第14条地図作成作業における境界標設置について
- 7 令和4年度における連合会事業方針の説明
- 8 意見交換・情報交換
- 9 閉会の言葉 (日本土地家屋調査士会連合会副会長 鈴木泰介)

会長挨拶

日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)の岡田会長から新年の挨拶後、今回の会長会議の開催形式については判断に迷ったものの、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大状況を鑑み、会員の健康を守ることも連合会の務めと考え、やむなく電子会議となった旨、お話がありました。



連合会事業経過報告

各部から事業経過の報告がありました。報告の概略については次のとおりです。

制度対策本部 報告者 柳澤副会長

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
 - (1) 改正民法、改正不動産登記法及び相続土地国庫帰属法への対応
 - (2) 連合会における独立したシンクタンク機能に

についての検討

- (3) 国等の主催する有識者会議関係
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
 - (1) 土地家屋調査士法改正(次期改正対応含む)対応
 - (2) 土地家屋調査士試験制度対応見直し等の検討
- 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処

総務部

報告者 北村総務部長

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - ① 会則、諸規程の改正等について
 - ② 会則、諸規則等の改正の検討について
 - ③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
 - ① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について
 - ② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」の作成について
 - ③ 「土地家屋調査士懲戒処分事例集(平成30年4月1日～令和3年3月31日)」の作成について
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
 - (4) 大規模災害対策に関する検討
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 4 情報公開に関する事項
- 5 会館の管理に関する事項

財務部

報告者 大久保財務部長

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理
 - (2) 中長期的な財政計画の検討
 - (3) 土地家屋調査士法人会員に係る連合会の会費の誤納への対応
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
 - ① 賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存

保険への加入について

- ② 事故処理委員会の在り方について
- ③ 保険制度の在り方について

業務部

報告者 今瀬業務部長

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
 - (1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項
 - (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項
 - (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
- 2 筆界特定制度の検討及び指導
- 3 登記測量に関する事項
- 4 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査に係る検討
- 5 所有者不明土地問題等対応
- 6 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 7 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応
- 8 オンライン登記申請への対応
- 9 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成
- 10 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について
- 11 GNSS単点観測法による登記多角点測量マニュアルについて

研修部

報告者 山崎研修部長

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
 - (1) 専門職能継続学習(CPD)の運用
 - ① CPDの運用管理
 - ② CPD評価検討委員会の開催
 - ③ 測量系CPD協議会連絡会への出席
 - (2) 新人研修の実施・検討
 - ① 令和3年度第1回土地家屋調査士新人研修の実施(令和3年6月6日～8日つくば国際会議場)
 - ② 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施
 - (3) 年次研修の実施・検討

- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

広報部

報告者 山本広報部長

- 1 広報に関する事項
 - (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
 - ・ウェブ広報の充実
 - ・社会貢献事業としての活動
 - ・受験者の拡大に向けた活動(女性向け転職サイト「WomanType」への記事広告を掲載)
 - ・社会連携事業としての組織強化(「連合会長とリモートで話そう企画」の実施)
 - 2 会報の編集及び発行に関する事項
 - (1) 内部に向けた情報の集約と共有
 - (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
 - (3) 連合会各部との連携のための情報共有
 - 3 情報の収集に関する事項
 - (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集
 - (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集
 - (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集
 - 4 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業
 - (1) 登記制度創造プロジェクト
 - (2) 記念業務提携
 - (3) 70周年記念誌の作成

社会事業部

報告者 浅野社会事業部長

- 1 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 登記所備付地図の作成及び整備
 - (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発
 - ①第7次国土調査事業十箇年計画で示された施策への土地家屋調査士の関与の在り方について検討
 - ②国土調査法第19条第5項指定申請の改善すべき点等について情報を収集
- 2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
 - (1) ADRに関する情報の収集及び提供
 - (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
 - (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携

- (4) ODR(オンラインによる紛争解決手続)の推進
- 3 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項
- 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項
- 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供
 - (2) 防災関係の情報収集及び提供
 - (3) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項

研究所

報告者 城戸崎研究所長

- 1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究
 - (1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究
 - (2) 最新技術に関する研究
 - (3) 不動産取引に関する研究
 - (4) 地籍調査に関する研究
- 2 地籍に関する学術的・学際的研究
 - (1) 地籍問題研究会との連携
 - (2) 日本登記法学会との連携
 - (3) 関連学術団体との研究交流
- 3 各部等との連携
- 4 会長から付託された事項の研究

○ 連合会が取り組んでいる事業等の説明

- (1) 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- (2) 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正(案)について
- (3) 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正(案)について
- (4) 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正について
- (5) 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施について
- (6) 従来型における法務省不動産登記法第14条地図作成作業における境界標設置について
 - (1)～(4)については北村常任理事、(5)については山崎常任理事が、(6)については浅野常任理事からそれぞれ説明を受けたのち、質疑応答が行われました。

○ 令和4年度における連合会事業方針の説明

令和4年度事業方針大綱(案)について冒頭、連合会岡田会長から

「改正土地家屋調査士法の施行から三年目を迎える令和4年においては、改正民法・不動産登記法のうち、相続登記の申請義務化施行まで二年、氏名又は名称及び住所の変更登記の申請の義務化施行予定まで四年と迫っている。さらに、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律においては、施行日まで一年を切った。」

との説明がありました。概略は以下のとおりです。

基本方針 「新たな制度環境の共有」

新たな制度環境の下、連合会としては土地家屋調査士一人一人が、表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、不動産を明確にし、社会に安定した生活を提供する職責を全うするための組織として活動していく。

制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につながり、さらには行動の共有へと進行し、未来を共有できるものとする。また、『共有』には、国民との共有及び、政治との共有、行政との共有、関連団体との共有、学術分野との共有、並びに各土地家屋調査士会との共有、会員との共有、連合会役員相互の共有等、私たちの制度に関わる全ての方々、組織との『共有』も意味する。

デジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応するべく、新しい業務形態の構築も視野に、職業としての魅力を強く広く社会へ発信していく。

1 各種法(制度)改正への対応

今般の民法(特に相隣関係)・不動産登記法の改正において土地家屋調査士は、土地の境界に関する実務の担い手である。

空家特措法、所有者不明土地特措法、表題部所有者不明土地関連法、国土調査法等の法律も活用しながら、私たちの先人たちの危機意識を共有し、併せて、不動産に関する権利の明確化を通じて、不動産の適正な管理や利用への次なる提言等を行う。

2 「所有者不明土地問題」への対応

社会問題化している、所有者不明土地問題・空き

家問題について、今こそ、全国の土地家屋調査士の叡智を結集して立ち向かう必要がある。

空き家・空き地等の不動産の管理に関連した業務について受託を推進するとともに、成年後見人、財産管理人等との連携を図るだけでなく、新たな財産管理制度を担う人材育成も急務だと認識している。

3 研修・研究制度の拡充

専門資格者にとって自己研鑽は質の高い業務を維持し続けるために必須であり、年次研修をはじめとする研修の実施と充実は、生き残りのための生命線である。

土地家屋調査士特別研修の受講推進はもとより、研修制度を更に充実させる必要な方策を実施していく。

研究分野に関しては、昨今の様々な法改正や業界問題、また社会的環境の変化に柔軟かつ継続的に対応することを念頭に置いたとき、将来の様々な法改正や制度の改変・新設の際に会員の業務遂行に支障が生じないように、十分な準備・研究を常時行う必要があると認識している。

これを実現するために、中長期的な視点で研究を行い、シンクタンクとしての機能を担う『土地家屋調査士総合研究所(仮称)』の設立を目指す。

4 地図づくりへの参画と発信・提言

地図づくりへの積極的参画は、土地家屋調査士にとって日常業務に最も近接した社会貢献であり、必然だといえる。

連合会は、地図づくりの主たる担い手の立場から、更に強く、広く周知するとともに、土地家屋調査士の業務能力の高さだけでなく、予算措置拡充の必要性についても国に対して訴えていく。

5 多様化する社会的要請への貢献

6 様々な実情に目を向けた会務運営

引き続き事業計画(案)の説明がありました。

そして、一連の報告を受け行われた質疑応答ではオンラインにもかかわらず大変活発な議論が行われました。テーマは会則改正、受験生増加に向けた広報活動、土地家屋調査士報酬など多岐にわたって取り上げられましたが、中でも現在設立を検討されている「土地家屋調査士総合研究所(仮称)」について複数の会から質問がありました。岡田会長からは改めて総合研究所(仮称)について「土地家屋調査士にとっていわば知恵袋、シンクタンク機能を果たして

いただく」との説明があり、今後設立に向けて力を尽くしていくとの力強い回答がありました。

取材の感想

今回の会長会議につきましては当初集合形式で一堂に会し、臨時総会と併せ意見交換会も開催の予定でした。しかし折からの新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大から、直前に変更となり、急きょZoomを活用した電子会議にて開催されました。

電子会議ということで、議論が難しいのではないかと勝手ながら危惧していましたが出席者の皆様が正しくルールを守ってさわやかな議論を展開されていたことに感服いたしました。基本方針でも述べられていたように新たな制度環境の下、土地家屋調査士に対する新たな期待も広がっています。本会長会議で共有された事項を更には全国の土地家屋調査士お一人お一人に共有いただけることを期待したいと思います。

なお、会議時間を挟んで法務省の担当者から不動産登記法改正等につき報告がありました。具体的には以下の四つの改正法、新法についてです。

- 1 民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要
- 2 不動産登記法の改正
- 3 相続土地国庫帰属法
- 4 民法等の改正

特に土地家屋調査士として実務の場において気になる「隣地使用权」については、現行法では「土地の

所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる(現民法209 I 本文)」とされていますが、隣地使用权の内容に関する規律の整備として「土地の所有者は、所定の目的のために必要な範囲内で、隣地を使用する権利を有する旨を明確化(新民法209 I)」されること、さらには隣地使用が認められる目的の拡充・明確化として

- (1)障壁、建物その他の工作物の築造、収去、修繕
- (2)境界標の調査・境界に関する測量
- (3)新民法233 IIIによる越境した枝の切取り(新民法209 I)

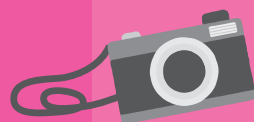
が予定されているとのことでした。

その他にも「共有物の変更・管理に関する見直し」「所有者不明土地・建物管理制度」さらに「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針について」につき、ポイントを押さえた分かりやすい説明をいただきました。

昨今、所有者不明土地問題や、空き家問題については国民からの関心も大変高くなっていますが、関連する法・制度改正による土地家屋調査士業務に対する直接の影響も小さくないと思われます。法務省や連合会からの発信にこれまで以上に関心を持ち、刻々と変化する社会情勢に対応しつつ、国民から安心して信頼いただける専門家であり続けるべく、今後一層の研鑽が求められると痛感した一日でした。

広報員 西村和洋(滋賀会)

第37回



写真コンクール インターネット投票



第37回写真コンクールにご応募いただいた作品を連合会ウェブサイト「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票を次のとおり実施します。今回は、部門ごとに1票ずつ投票できるようになりました。得票数の多かった作品には、「はーもに一賞」が授与されます。

皆様からのたくさんのご投票をお待ちしております。

公開場所 連合会ウェブサイト「会員の方へ（会員の広場）」→日調連共済会

投票期間 調査士ノ目線部門：令和4年5月11日（水）午後2時から
19日（木）午後5時まで
自由部門：令和4年5月23日（月）午後2時から
31日（火）午後5時まで

投票方法

- (1) 投票する写真をクリックします。
- (2) 写真の拡大表示と併せて表示される「この写真に投票」ボタンをクリックすれば投票は完了です。
- (3) 投票は、部門ごとに、1会員につき1票です。
- (4) 投票の変更は、投票期間中は何度でも可能です。新たに投票する写真をクリックして「この写真に投票」ボタンをクリックします。これにより、従前の投票は無効になります。



※ 「会員の広場」は、土地家屋調査士会員以外の方はご入場できませんのでご了承ください。



広報キャラクター「地識くん」

愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 98

長野会 『ながの いろいろ点 巡り』

長野県土地家屋調査士会 広報担当副会長 片山 信

日本地図をさっと俯瞰すると長野県はほぼ本州の真ん中にあることに気付くと思います。そんなことからいろんな「真ん中」が長野県にはあります。中には土地家屋調査士が大きく関わる「真ん中」もありますので、土地家屋調査士の観点から長野県に来られたら、立ち寄ってほしい「いろいろ点」をご紹介しますと思います。

土地家屋調査士制度発祥の地の碑

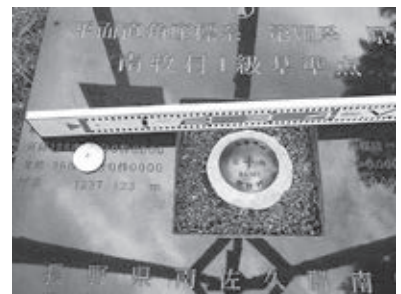
および 一級基準点

長野県が土地家屋調査士制度発祥の地であることを皆さんはご存知でしょうか？詳しい経緯は個別に調べていただくとして是非、この碑が鎮座している松本市の文化ホールのある公園に足を運ばれて碑文を読んで、先人達の功績に思いをはせていただきたいと思います。この碑の南東20mほどの道路わきには土地家屋調査士制度70周年記念に設けられた松本市1級基準点「土地家屋調査士制度発祥の地」も設置されておりますので、こちらもお忘れなく。国宝松本城の2kmほど北で、浅間温泉からは歩いて行けるので、散歩がてらいかがでしょうか？



平面直角座標系第Ⅷ系原点

私事ですが世界測地2000で登記を申請した際にとある登記官から「座標の原点はどこにあるのか？何か杭みたいなものはある



のか？」と聞かれ困惑した思い出がありますが、まさか本当に座標原点に原点を示すものを作ってしまうとは驚きです。そして、東日本大震災によって西方向に移動した原点までも見事に表現しています。これも一見の価値があると思います。南牧村1級基準点「平面直角座標系第Ⅷ系原点」は国道沿いの静かな公園の一角にあります。野辺山方面に避暑やスキーに来たついでにでもお寄りいただければ幸いです。

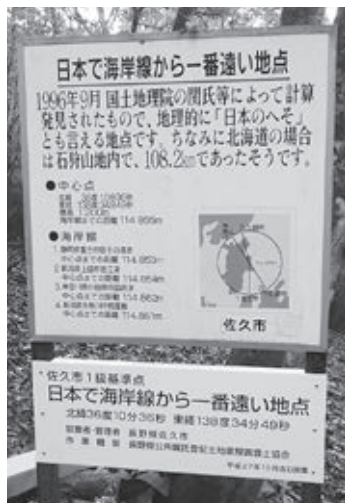
信濃の国の重心

後述する日本ど真ん中の標から更に^{ぶんすいれい}分水嶺を東にたどると、塩尻峠を経て高ボッチ高原に行き付きます。ここには1級基準点「信濃の国の重心」があります。基準点は長野県をかたどった地図の真ん中に設置されております。高ボッチ高原は6月ともなると、レンゲツツジが咲き乱れとても美しいところです。諏訪湖も一望でき、冬でなければ車でも上がれます。



日本で海岸線から一番遠い地点

ここは私も行ったことがないので是非訪ねてみたいところです。何しろ山の中なので、この原稿を書いている2月は、雪に閉ざされて到達困難なところと思えます。そんな所に佐久市1級基準点「日本で海岸線から一番遠い地点」が設置されています。



ここに紹介した4つの基準点はいずれも長野県の公囀協会及び土地家屋調査士会が主体となり設置されたものです。なかなか「土地家屋調査士」という文字を普段の生活では見ることがないと思いますが、全ての基準点にはしっかりとそれが掘られています。家族旅行で、あるいは友人との旅行で、何気なく立ち寄ってうんちくをたれてみるのは良いかも知れませんね。

このほかにも長野県には次のような地形的に興味深い場所がありますので、ぜひ訪れてみてはいかがでしょうか。

善知鳥峠分水嶺公園

長野県のほぼ真ん中を分水嶺が貫いていますが、ここはおそらく県内で一番低い分水嶺でしょう。分水嶺は線であって点ではありませんがご容赦を(笑)。分水嶺にたまった水が日本海側と太平洋側へ分流す

る様子が表現されています。県内の他の分水嶺(大門峠や塩尻峠や鳥居峠)にはこんなしゃれた演出はなかったと思います。ただし、この公園には駐車場も無い上に路肩も狭く、車が高速で往来する場所なので、サイクリングがてら寄ってみるのも良いでしょう。



日本ど真ん中の標

分水嶺公園から東の山に登った山中に、怪しげなモニュメントが現れます。これは特に根拠のある中心でなく、日本の真ん中の長野県の真ん中にある塩嶺高原というのが説明としてありました。ここも徒歩かマウンテンバイクで行くスポットとなります。分水嶺公園とつなげると良いでしょう。

日本のへそ

小川村の山中にあるこの日本のへそは本州の形を海拔に関係なく平面で切り取ったときの重心となるところだそうです。何もない山の中にトーテムポールのようなモニュメントがあります。

いずれのスポットもGoogleマップで簡単に検索できますので是非ググってみてください。

宮崎会 『神様は2度降臨した?』

宮崎県土地家屋調査士会 広報部長 小堀 正太郎

最近、宮崎県内では、青色のウインドブレーカーを着用した人物が多数目撃されています。その人物は、宮崎県内あらゆる所で目撃され、時には住宅街、ある時には繁華街、またある時には野山を駆け回っている姿が確認されています。そして、最もよく出没すると思われる場所は法務局だとか…。

そう、既に皆さまお察しのことと思いますが、それは、宮崎県土地家屋調査士会の会員たちです。

この青色のウインドブレーカーは、通称「調査士ジャケット」と呼ばれており、土地家屋調査士制度制定70周年の記念事業として、宮崎会が独自に作成したものです。

作成にあたり、デザインはインターネットサイトにて一般公募によるコンペを実施し、予想を超える多数の応募をいただきました。応募作はどれも良作であり、選考には困難を極めました。厳正なる選考を経て決定いたしました。

今後は、この「調査士ジャケット」とともに、不動産の表示に関する登記の専門家として土地家屋調査士の知名度が、更なる向上を見せることを期待したいと思います。

さて、知名度ということですが、観光が重要な産業となっております宮崎県としましては、県の知名度も気になるところです。ある調査によると、都道府県魅力度ランキングで宮崎県は17位です。真ん中くらいの順位ですが、個人的には予想していたよりも高順位です。「陸の孤島、宮崎」などと揶揄されていたこともありましたが、これも、あの「どげんかせんといかん！」効果でしょうか。

インターネットで検索しますと、高千穂峽に青島神社、鶴戸神宮、日南海岸に和牛、地鶏etc…どれも魅力的なものばかり。私の野暮な紹介など必要ないほど、情報にあふれています。その中で「天孫降臨の地」についてご紹介させていただきたいと思っております。「天孫降臨」とは、天照大神の孫である瓊瓊杵尊が、高天原から地上に降り立った日本建国神話の始まりであるとされています。この天孫降臨の有力候補地が宮崎には二か所あるのです。

一つは、宮崎県北部に位置する高千穂町。古事記には「竺紫の日向の高千穂の久士布流多氣」となっており、この地が高千穂町であるとされています。高千穂町には「天岩戸隠れ」神話の舞台ともなっている



天岩戸神社、天安河原があり、また、夜神楽も行われています。高千穂神楽は、高千穂神社の神楽殿にて、天岩戸神話ゆかりの代表的な4番が每晚披露されており、訪れた方々にもご覧いただける機会も多くなっております。

もう一つは、宮崎県南西部と鹿児島県にまたがって連なる霧島連山の一角である高千穂峰です。こちらは日本書紀に「日向の襲の高千穂峰」と記されています。高千穂峰の山頂には瓊瓊杵尊が降臨の際に突き立てたとされる、天逆鉾あまのさかほこがあります。高千穂峰の麓の高原町には、第5代孝昭天皇の御代に、瓊瓊杵尊の曾孫である初代神武天皇の生誕の地に創建されたとされる狭野神社さのがあり、この高原町でも「狭野神楽」と「祓川神楽はらいがわ」の二つの神楽が行われています。ちなみに、こちらの神楽は年に一回ずつしか行われませんので、観光の際には開催日時にご注意ください。

では、神様はどちらの高千穂に降臨したのでしょうか？私は、どちらの高千穂にも降臨したのだと思っています。神様は2度、別々の高千穂に降臨したのだと…。

そこで、皆さまに観光ルートの提案がございませぬ。この2つの高千穂を同時に巡るルートです。前述したように、高千穂町は県北部に、そして高千穂峰は県南西部に位置しており、直線距離でおおよそ100 km離れています。この2つの高千穂を繋ぐルート上には、その他の宮崎県を代表する観光地が多数あるのです。一石二鳥どころか、三鳥、四鳥…となることに間違いありません。

そして、その道中の車窓から、青色を纏った宮崎会会員たちが活躍する姿を目にさせていただいたら幸いです。



高千穂峰山頂の天逆鉾

すくも 高知県立宿毛工業高等学校の出前授業

令和4年1月11日(火) 3学期の始業式が行われたこの日に高知県土地家屋調査士会初となる土地家屋調査士PRのための出前授業が高知県立宿毛工業高等学校で行われました。

この出前授業が行われるきっかけとなったのは昨年11月、高知県土地家屋調査士会の広報部員の一人が母校である高知県立宿毛工業高等学校に連合会作成の小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」を持参したことから始まりました。高知県立宿毛工業高等学校の2年生を対象にマンガ小冊子の配布をお願いするため、学校の先生とお話をした際、生徒に土地家屋調査士という職業も将来の選択肢の一つとして講義を行ってほしいと学校側の方からおっしゃっていただきました。自分たちも出前授業のPRも兼ねて出向いておりましたので、願って



もないお話であり、3学期始業式後の進路指導授業の一環として、同校の建設科2年生を対象に出前授業を行わせていただきました。

高知県立宿毛工業高等学校出身である高知県土地家屋調査士会の広報部員芝亮省会員が講師となって、自己紹介から始まり、土地家屋調査士とはどういう職業かといった仕事内容の説明や、登記と公図の歴史、また土地家屋調査士の社会貢献度にやりがい、そして年取や休暇の取り方など生徒さんが興味を持ちやすい内容も盛り込まれた授業内容でした。専門用語の説明もあって、生徒の皆さんには少し難しい内容もあったかもしれませんが、何か少しでも生徒さんの心に残ってくれたら幸いです。

また、建設科の半数近くの生徒さんが既に測量士補の資格を取得していることもあり、土地家屋調査士の資格受験では測量士補の資格保持者は午前の部が免除になり大変有利であることも説明すると、授業後のアンケートでは測量士補に合格しておいて良かったという声も聞かれました。

授業後のアンケートでマンガ小冊子の感想も聞いていたのですが、マンガなので読みやすくて分かりやすかったという回答が多く、中にはマンガを読んで「自分もこの仕事を視野に入れてみようと思った」といった回答もあり、大変嬉しく思ったことです。アンケート結果で今回の授業を行うまでに土地家屋



調査士という士業があることを知らなかった生徒さんが全体の8割いたことに驚きを隠せませんでした。不動産登記等に関わることのない生徒さんにとっては仕方のないことかもしれません。

今回の出前授業を受けて7割近くの生徒さんからは土地家屋調査士という仕事に興味がある、興味を湧いたとの回答をいただきました。学校の先生からも早速、次年度でも同じような出前授業を行ってほしいとご依頼もいただきました。

授業時間は70分程でしたが、静かに真面目に授業を受けてくれた生徒の皆さんに心から感謝申し上げます。また、始業式後という大変お忙しい貴重なお時間を高知県土地家屋調査士会の出前授業のために分けていただき、ご協力をいただいた高知県立宿毛工業高等学校の先生方にも心からお礼申し上げます。

広報員 岡林友紀(高知会)



令和3年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による令和3年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、令和3年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、令和4年3月11日付け官報に掲載されています。

記

試験日	筆記試験(令和3年10月17日)、口述試験(令和4年1月27日)	
出願者数	4,733名	
受験者数	3,859名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合格者数	404名(男367名・90.8% 女37名・9.2%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中64.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中73.5点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中73.5点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中30.5点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中32.0点に、記述式問題については満点50点中30.5点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 39.74 歳
 最低年齢 21 歳 2 名
 最高年齢 68 歳 1 名 ※年齢は R4.2.18 現在

生年別合格者数

生年	人数	生年	人数	生年	人数
平成13年	1	昭和59年	18	昭和42年	5
平成12年	1	昭和58年	12	昭和41年	1
平成11年	3	昭和57年	18	昭和40年	4
平成10年	2	昭和56年	15	昭和39年	4
平成9年	9	昭和55年	7	昭和38年	7
平成8年	11	昭和54年	17	昭和37年	3
平成7年	12	昭和53年	11	昭和36年	1
平成6年	11	昭和52年	12	昭和34年	1
平成5年	10	昭和51年	17	昭和33年	1
平成4年	5	昭和50年	8	昭和31年	3
平成3年	11	昭和49年	13	昭和28年	1
平成2年	13	昭和48年	17	合計	404
平成元年	14	昭和47年	16		
昭和63年	12	昭和46年	5		
昭和62年	14	昭和45年	10		
昭和61年	19	昭和44年	8		
昭和60年	16	昭和43年	5		

受験地別合格者数

受験地	人数
東京	160
大阪	58
名古屋	51
広島	19
福岡	48
那覇	6
仙台	23
札幌	16
高松	23
合計	404

土地家屋調査士試験の受験体験記

土地家屋調査士の補助者の合格者が少ないとささやかれている中で、補助者をしながら合格した方の体験記をご紹介します。

土地家屋調査士事務所 補助者 日比雅也（長野会）

私は平成27年度から土地家屋調査士試験を受け始め、まず測量士補を取得し、そこから7年でやっと合格することができました。今回の結果もあまり出来のいい方ではなく、法務省から送られてきた採点結果も首の皮一枚というところでの合格でした。

合格点から感じたことは、当たり前のことですが、「とにかく試験終了の最後まで諦めずやり抜く」が一番大事なのではないかと思いました。また、私は7回も受験しているので、受験しているうちに4回目辺りから「もう受からないんじゃないか」と思うようになりました。択一の点数が前年より低くなったこともあり、勉強しているのに成果が出ず完全に泥沼状態でした。今年も正直受からないのではないかと感じていました。ただ、腐らずに日々の勉強を続けてきたことが合格につながったのだと思います。試験は少なからず運もあると思います。私のように何年も試験を受けている方は、勉強は辛いですが諦めずに執念を持って受ければ、必ず道は開けると思います。頑張ってください。

私は補助者をやりながらの受験でしたので、実務をしながら勉強することができました。補助者で給料をもらいながら実務を経験させてもらい、その経験を直接試験に結び付けることができました。面倒を見てくれた親方には感謝がありません。私と同じように補助者として働いている人は大きなチャンスがあると思います。実務を経験されている中で土地家屋調査士試験に合格すれば、すぐに独立ができます。絶対にチャレンジする価値があると思います。

これからも初心を忘れず、土地家屋調査士として国民から信頼されるよう謙虚に努力してまいります。最後まで読んでいただきありがとうございました。

土地家屋調査士事務所 補助者 佐々木豊（奈良会）

私は以前、航空会社の航空機整備部門で働いていました。そんな私がなぜ土地家屋調査士を目指そうと思ったのかというと、一つには、古き良き日本の風景を後世に残したいためです。世界では脱プラスチックや再生可能エネルギーの普及などSDGsを意識した取組が盛んに行われています。私は仕事においても何かできることはないかと考えたときに、土地家屋調査士として空き家対策に取り組みたいと思うようになりました。現存する古い家屋の寿命は200～300年といわれています。それらを再利用・再活用することが将来の豊かさにもつながると信じています。未登記建物、相続関係など土地家屋調査士だからこそ解決できる問題がたくさんあります。

冒頭にあるように全くの畑違い出身のため学習方法には苦労しました。土地家屋調査士の業務はもちろんのこと、不動産業界も私にとっては未知の世界でした。まず、この世界の言語を理解することから始めました。日中は土地家屋調査士先生の元で補助者として働かせてもらっていましたが試験勉強は主に帰宅後です。帰宅後は、お留守番が少し苦手な保護犬の粗相の片付けから始まり、共働きの我が家の家事は完全分業制のため、全て終わってからやっと勉強机に向かえます。しかし、現場作業も多いことから初めのうちはクタクタで夢うつ状態でした。徐々に仕事にも体力的に慣れ始めると一日の勉強パターンができ、それを日々こなしていきます。朝に数学が良いというので計算問題、夜は択一を2時間、眠くなってきたら書式を2問といった具合に流れを作りました。これは自己満足ですが、勉強時間も記録して「こんなに勉強できた！」とモチベーションを維持していました。自己満足でも知識が身に付き合格に一步でも近づけたならこんなことでもコツコツとやってよかったなと思います。

最後になりますが、サポート、応援して下さった皆様には本当に感謝しております。これからは土地家屋調査士として世界に貢献したいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



2月17日
～3月15日

3月16日に発生した、福島県沖を震源とする震度6強を記録した地震により被災された方々へお見舞いを申し上げます。夜中に大きな揺れを感じた皆さんの恐怖は、想像を超えるところです。日本土地家屋調査士会連合会といたしましても、災害に強い国土の実現を目指し、不動産の表示に関する登記の場面のみならず様々な対応策となり得る形態を提案・実践することを、ここ水道橋から表明いたします。

2月

24日 第12回正副会長会議(電子会議出席者あり)
リモート参加の副会長を含め、正副会長会議を招集し、午後からの理事会に上程する内容について整理と確認を行う。

24日、25日 第8回理事会(電子会議)
今回の理事会も原則としてリモート参加にて開催する。年度末に向け、計画性を持って審議・協議を行ったところである。いまだ、新型コロナウイルス感染症拡大の情勢が続いているが、連合会理事会としても、細心の注意を払っての会務運営を指示した。

3月

1日 『土地家屋調査士白書2022』特集記事座談会事前打合せ(電子会議)
本月17日に開催準備をしてもらっている土地家屋調査士白書の特集座談会においてお世話になる、立命館大学・服部先生にもリモート出席いただいて打

合せを行う。「少子高齢化と土地家屋調査士」が座談会のテーマだが、議論が上滑りすることのないよう、事前の打合せを行い確認した。

1日 令和4年度土地家屋調査士試験委員候補者による打合せ(顔合せのみ)
来年度の土地家屋調査士試験委員として活動いただく8名の先生方に、鈴木泰介副会長と共にご挨拶をさせていただいた。連合会としても、可能な限りの支援と協力を約束させていただいた。

2日 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会合同(電子会議)
標記担当者会合同が5年ぶりに開催された。私自身も地元の土地家屋調査士会ADRセンター創設時に携わっていたこともあり、実家に帰ってきたような感覚で参加させてもらった。今日のADRセンターを取り巻く環境や遠隔地調停の在り方等に関して、未来への指標となるべく積極的な意見交換と議論が展開された。

9日 第2回全国ブロック協議会会長会合同(電子会議出席者あり)
今回のブロック協議会会長会合同は、感染状況を鑑みてハイブリッド方式にて開催した。リモート参加3名、リアル参加5名の会長共々から、活発な意見交換と未来志向な提案をいただけた。連合会からも令和4年度事業方針大綱案を始めとする、次年度の取組を中心に説明の後、意見交換を行うことができたこと認識している。

15日 令和3年度登記基準点有識者協議会(電子会議)
2008年から運用を始めた登記基準点は、5,500点余りが登録されているが、この日は有識者協議会に出席し、今日に至るまでのご指導、ご鞭撻に関して、お礼の挨拶をさせていただいた。委員の先生方からは、連合会ウェブサイトにおける登記基準点の搭載状況や土地家屋調査士の技術力向上に関して、組織の内部からでは気が付きにくい部分にもご示唆をいただけた。

2月

16日

第9回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正について
- 2 綱紀に関する研修動画の作成について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 法定相続情報証明制度に関するQ & Aの見直しについて
- 5 令和4年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 6 令和3年度第2回全国ブロック協議会会長会の運営等について

18日

研究所第3回研究テーマ「歴史的地図・資料」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「歴史的地図・資料に関する研究」の中間報告の取りまとめ等、今後の進め方について

22日

第10回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について
- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について
- 7 GNSS単点観測法による登記多角点測量マニュアルについて
- 8 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について
- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 10 令和4年度予算(案)について

第1回登記基準点評価委員会・日調連技術センター合同会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 新日調連データセンターシステムについて

24日

第12回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和3年度第8回理事会審議事項及び協議事項の対応について

24日、25日

第8回理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正(案)について
- 2 第79回総会(臨時総会)及び意見交換会に係る費用の予備費からの支出について
- 3 各種委員会委員等への報償費について
- 4 令和4年度に実施する「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
- 5 令和4年度土地家屋調査士新人研修の受講者募集について
- 6 土地家屋調査士年次研修実施要領の一部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 8 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正(案)について
- 9 業務情報公開に係る機密保持契約及び使用許諾申請書兼承諾書の期間延長について
- 10 第16回土地家屋調査士特別研修の運営に係る各ブロック協議会からの収支状況報告に関する対応について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 2 業務マニュアル等の作成について
- 3 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルの作成について
- 4 オンラインを利用した遠隔地相談・調停の実施について
- 5 令和4年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 6 令和3年度第2回全国ブロック協議会会長会の運営等について

第8回理事会における業務執行状況の監査

25日

研究所第3回研究テーマ「地籍調査」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「地籍調査に関する研究」の今後の進め方について

3月

1日

研究所第3回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「不動産取引に関する研究」の今後の進め方について

1日、2日

第10回社会事業部会

<協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業における筆界保全標(境界標)の設置について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について
- 3 令和3年度事業の執行状況について
- 4 令和4年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

2日

土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同(電子会議)

<協議事項>

- 1 各土地家屋調査士会ADRセンターの運営状況について

3日

第3回研究所全体会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 「LADMの経緯と現状」について
- 2 令和4年度研究所事業計画案、同予算案について
- 3 中間報告等今後のスケジュールと会報掲載について
- 4 各研究状況の報告について

第6回マニュアル作成等委員会担当者会議(一筆地測量)(電子会議)

<協議事項>

- 1 一筆地測量マニュアルの作成について

9日

第2回全国ブロック協議会会長会同

- 1 各ブロック協議会の運営状況等報告
- 2 連合会事業経過報告

- 3 連合会が取り組んでいる事項等の説明
- 4 令和4年度における事業方針の説明
- 5 意見交換・情報交換

14日

第8回マニュアル作成等委員会担当者会議(報酬)<協議事項>

- 1 報酬額算定参考資料の作成について

15日

第11回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について
- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について
- 7 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて
- 8 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について
- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 10 令和4年度予算(案)について

第11回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業におけるアンケートについて
- 2 土地家屋調査士会ADRセンターにおけるオンライン相談・調停について
- 3 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の活用について
- 4 財産管理人養成講座について
- 5 確定測量における成果品を統一することで地位向上を図ることを目的としたマニュアルの作成について

令和3年度登記基準点有識者協議会(電子会議)<協議事項>

- 1 登記基準点の認定状況について
- 2 登記基準点の検定について
- 3 認定登記基準点についての意見交換について

追悼 國吉正和前連合会長

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

2月の寒い朝、國吉前会長の訃報が余りにも唐突に届きました。私には、にわかには信じ難く、呆然とした思考の中で深い悲しみと同時に、理不尽な運命と悔しさとして受け止めていました。

國吉前会長の土地家屋調査士制度への強い愛情と功績は枚挙に遑がないところですが、特に私たち土地家屋調査士の日常業務に直結する活動に重きを置いておられました。多くの会員が今日も手にしている、「三訂版・建物認定」(民事法務協会)への写真提供をはじめ、「改訂・表示登記添付情報作成の実務—地積測量図・調査報告情報」(日本加除出版)への監修、「Q & A 表示登記オンライン申請の実務」(日本加除出版)における代表編集などは、その典型だと認識しています。また、令和3年4月の参議院法務委員会における参考人説明の場面での、土地家屋調査士の代表として正に堂々とした姿は、今も脳裏に焼き付いています。

私が、國吉前会長に初めてお会いしたのは、平成9年夏のことでした。お互い、当時の連合会研究室研究員として招集されたのですが、第一印象として「カミソリのように頭の切れる先生だなあ。自分もああいう土地家屋調査士になりたいなあ。」と感じたのが、昨日のここのように憶えています。以来、大きな大きな先輩として、常に背中を追い続けてきましたが、令和3年夏に法務省民事局民事第二課長の離任挨拶の際、会長室にて同席いただいたのが最後になりました。

私たちが今、過ごしている今日は、國吉前会長が生きたかった明日であることを肝に銘じ、國吉前会長が夢見た理想の土地家屋調査士像に少しでも近づけるよう日々努力することをお約束させていただきます。そして、連合会会長室隣の肖像写真に時々語り掛けますので、相談にも乗っていただけるようお願いいたします。どうぞ、安らかにやすみください。

國吉正和先生の教え 「次世代の創造は研鑽にあり」

東京土地家屋調査士会 会長 佐々木 義徳

國吉正和先生の急逝の知らせに耳を疑うばかりでした。なぜならその1週間前の2月1日に研修動画収録のために土地家屋調査士会館にご来会頂き、私もその収録に同席し國吉先生の講義を拝聴していたからです。また、今年の夏には、ゴルフ1.5ラウンド(27ホール)をご一緒させていただき、その後も会務についてのご指導をいただき元気に活動されていました。

私は、平成19年に東京会の研修担当理事となり、その直属の研修部長としてご指導いただいたのが國吉先生でした。会議が終わると、居酒屋に会場を移し懇親を深めるのが恒例でした。先輩の理事は國吉先生のことを「クニさん」と気軽に呼んでいましたが、さすがに一回り上の大先輩に、「クニさん」とは言えず、また、同じ土地家屋調査士同士「先生」とは言わないという理解があったので、私は國吉先生を「國吉さん」や役職を付けてお呼びしていました。一方、國吉先生は私のことを、親しみを込めて「よっちゃん」と呼んでいただき、土地家屋調査士として、

また、人生の先輩としても経験と見識ある國吉先生から色々な活動を通して直接手ほどきを受けられたことは、私にとっては掛け替えのない有意義な時間でありました。

平成19年の研修部は、不動産登記規則第93条ただし書不動産調査報告書事例集を作成し、國吉部長が自ら会員研修会、支部研修会等に行き、報告書の記載方法だけでなく、この報告書を土地家屋調査士が作成するに至った経緯や意義までを説明し、正確・適正な報告書の作成がいかに土地家屋調査士制度の推進と業務拡充のためのツールとして必要なのかを分かりやすく会員に伝えられ、新米理事の私も國吉先生の解説を聞き、襟を正したのが昨日のここのように思い出されます。また、翌平成20年には土地家屋調査士会館が千代田区三崎町に新築されたことを契機に、変化する時代に対応するためには、会員資質の向上が不可欠であるとの思いから、新会館を利用した研修体制の充実を図るため、体系的な研修

体制の構築に向け先頭に立ち尽力されていました。その後、東京会の会長となられ、今多くの研修を会員に提供できる礎を創られたのが國吉先生であり、その先見性と行動力に私を含め多くの会員が恩恵に授かっていることと思います。

そして冒頭の研修動画の収録の話になりますが、國吉先生が日本土地家屋調査士会連合会会長の職務と併せ、法制審議会民法・不動産登記法部会の委員として、土地家屋調査士の立場で法改正にご尽力いただいた実績は、私たちの業務にとっても必要かつ重要な内容であることから、会員研修の講師としてご依頼したところ快諾いただき、令和4年2月1日に研修会を開催する運びとなり準備を進めておりました。当初はホールでの集合形式での研修を予定しておりましたが状況を鑑み、やむを得ず動画での配信研修となりました。「民事基本法制の一部改正における議論から考える 土地基本法の改正と今後～「管理」と「責務」とは～」と題しご講義いただき、予定した90分の講義を過不足なく要点を話され収録を終えられました。収録終了後、「この後、懇親会にお誘いしたかったのですが、この状況なので申し訳ありま

せん。」と言う私に、「今日は、サッカーワールドカップ予選の応援で埼玉スタジアムに行く予定だったので気にしないで。」と挨拶をされて颯爽とスタジアムに向かわれたのが最後となってしまいました。

國吉先生からは、土地家屋調査士倫理綱領について、1使命、2公正、3研鑽とあるが、まず、知識技術の習得のための研鑽があり、その知見を持って業務に公正に当たることで土地家屋調査士としての使命を全うできるのだと教えていただきました。

國吉先生は、良き制度、良き土地家屋調査士の業務を行う上では知識や技術の習得のための研鑽の重要性を示され、我々土地家屋調査士制度のために自ら命を使われたのかと思います。土地家屋調査士制度発展のために、時にはドリブルで疾走して相手方ゴールを目指し、またある時は後方から大きな声で指示を出していただいた國吉先生。

國吉先生からのパスをしっかりと受け継ぎ、チーム土地家屋調査士が一丸となってその思いを次世代につなげていくことが私たちの使命であると考えます。

國吉正和先生、本当にありがとうございました。
安らかにお休みください。

彼に想う

東京土地家屋調査士会 文京支部 成住 哲雄

2005年私が東京会研修担当副会長であったとき研修部は、部長柳下泰児、部員國吉正和、部員原田克明のスタッフでした。当時、『副会長は会長を補佐するのが役割で、実行部隊は研修部員である』との私の言い分を部員たちは聞き入れず、苦情処理に30分以上電話で申立人の相手をさせられる等、全く人使いの荒い部員たちでした。今は亡き柳下部長そして今回の國吉部員に対しても一文を認めるとは、今以て人使いの荒いことに変わりはありません。

國吉部員とは高校・大学が同じだったのですが、柳下部長に紹介された彼は、『柳下氏と私に出会わなかったら土地家屋調査士をやっていなかった』と常々言っておりました。彼の人生の優先順位は、浅草の三社祭、サッカー、女房、土地家屋調査士の順でこれは出会った順であるとのことでした。

その言葉どおり、特別に許可を貰い家族葬に押し掛けてしまった私たちの見たものは、焼香台の上に、祭りの半纏と侍ブルーのサッカーユニフォーム、土

地家屋調査士のジャンパーそして傍に寄り添った奥様でした。

定刻になっても、白とブルーの花にいだかれ、横たわる彼との早すぎる別れに納得できず、参列者は涙し、長時間棺を閉めることができませんでした。

彼は大学を首席で卒業しその年に宅建、測量士補、土地家屋調査士の資格を取ったほか、高校サッカーの全日本選抜に選ばれたこともありました。また、台東区の小学生か中学生での短距離走記録は子供の代になっても破られなかったという文武両道の人ですが、人生という名のピッチをあまりに早く駆け抜けてしまいました。

しかし、責任感と負けん気が強く、叩かれ倒れても立ち上がる彼は、年を取らなくなった今も、彼に触発され、後に続く人の先頭に立ち、ゴール目指してひたすら走り続けているものと思います。そしてそんな彼に意見もいえず、一緒に酒も飲めない私は、届くことのないエールを送るしかないのです。

病気・ケガの補償

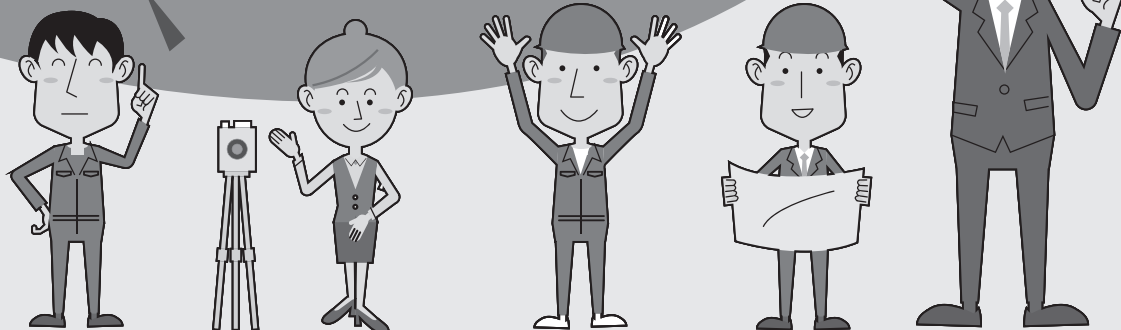
団体割引

15% 適用!!

土地家屋調査士の皆さまへ 団体総合生活補償保険

団体総合生活補償保険は土地家屋調査士の
皆さまや補助者の方、ご家族に

ぴったりの病気やケガを補償します。



団体総合生活補償保険のメリット！
タイプによっては新型コロナウイルス感染症も補償対象!!

支払事例

肺炎で入院

入院14日
84,000円
のお支払



乳がんで入院・手術

入院20日、
入院中の手術1回
270,000円
のお支払



自転車事故

相手への賠償金
200,000円
のお支払



保険期間 2021年**10月1日**午後4時～ 2022年**10月1日**午後4時まで1年間

日本土地家屋調査士会連合会共済会

代理店・扱者 **有限会社 桐栄サービス TEL:03 (5282) 5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社 TEL:03 (3259) 6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部 営業第一課

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！**
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき
 地図印刷！**

**地図上で事件簿
 管理ができます！**

**SIMA図示や
 多彩な地図検索！**



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。

住宅地図の表示



ブルーマップの表示



用途地域の表示



SIMAデータの取り込み



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

「調査士カルテMap」無料お試しID利用会募集中

先着5会限定 土地家屋調査士会単位で配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

通常月額**3,300円(税込)**のサービスを**無料**でお試しいただけます。

- ・Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修に合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



←連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 E-mail kartemap@chosashi.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和4年2月1日付

東京 8231 坂本 桂吾
埼玉 2752 島野 幸
愛知 3075 青木 成剛
愛知 3076 桐ノ谷佳之
福岡 2384 林田 真
福岡 2385 家入 幸雄
岩手 1182 藤村 慶太

令和4年2月3日付

長崎 813 豊永 完治

令和4年2月10日付

埼玉 2753 徳永 徹
千葉 2247 井上 佳紀
千葉 2248 玉置 平
茨城 1495 萩原 宏行
山梨 418 花輪 卓也

令和4年2月21日付

岐阜 1320 中谷 誠
高知 686 長崎 泰之

登録取消し者

令和3年12月12日付

栃木 408 山田龍太郎

令和4年1月1日付

千葉 2129 蓮香 賢一

令和4年1月2日付

山梨 277 丸山 久雄
愛知 1380 池山 愼

令和4年1月5日付

宮崎 558 橋口 幸治

令和4年1月15日付

札幌 682 池田 吉和

令和4年1月23日付

京都 347 水原 厚

令和4年1月26日付

神奈川 1745 小泉 勇助

令和4年2月1日付

埼玉 2477 増澤 武
千葉 1575 玉木 明
千葉 1924 中村 純市
長野 2511 宮本 繁和
新潟 1745 星野 松栄
愛知 698 太田 佳宏
愛知 1757 斉藤 忠
熊本 987 高戸 徹
秋田 834 松橋 養一

令和4年2月10日付

東京 6335 高瀬 昇
東京 7346 吉田 成輝
神奈川 2358 草野 太朗
埼玉 1608 岡田 利昭

埼玉 2469 村山 洋平
静岡 1665 水口 保
兵庫 1421 福本 大和
三重 662 波多野健一
広島 1344 宮川 信彦
福岡 1281 江口 初己
福岡 1332 石田 功
福岡 2359 中川雄一郎
長崎 501 井手 義和
鹿児島 999 森迫 直子
宮城 715 高橋 徳夫
福島 1442 長澤 正
高知 576 山本 克彦
愛媛 508 山本 良一

令和4年2月21日付

千葉 1171 堀江 隆雄
千葉 2135 押鐘 純子
奈良 142 堂脇 盛次
愛知 786 久松 惟宏
愛媛 506 倉富 雄志

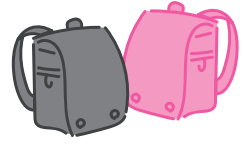
ADR認定土地家屋調査士登録者

令和4年2月10日付

千葉 2247 井上 佳紀

ちようさし俳壇

第443回



「花見船」

深谷 健吾

墨堤を右に左に花見船
夜桜と篝火とともに水に映ゆ
奥美濃の桜千本まだ三分
花冷えや動かぬ檻の親子猿

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

自在なる古刹の庭や梅の花
耕や一鋤ごとに陽をすくふ
初曾孫生れて綻ぶ桃の花
白寿まであと八年や豆を撒く

茨城 中原ひそむ

墓いらぬ遺言春に散骨す
冬晴れの空に二筋飛行雲
はからずも霧氷となりし峠越ゆ
碁敵と言ふも句友や実万両

山形 柏屋 敏秋

川渡る風にそよそよ猫柳
友と酌む酒量の増える春の夜
堀越しに老梅の香の老舗宿
百尺の観音像に春の雪

兵庫 小林 昌三

嬢らの続く談笑春立てり
陽に向かひ秘めたるごとき白椿

神奈川 椎名 弘

風花を被り測量機を覗く
相続の系図のごとく蝌蚪生るる

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

耕や一鋤ごとに陽をすくふ

「耕」とは、春の季語。冬の間手入れをしない田畑や、裏作の収穫をすましたあとの畑の土を起こして、植付けの準備をする。春の野良には、営々として鋤鋤をふる人や、牛や馬に犁をひかせて、着々と土を鋤き起こして行く真剣な姿が見える。雪深い地では待春の情がひとしおである。提句の眼目は、下五の「陽をすくふ」である。季語の「耕」を使い、「一鋤ごとに土と共に陽射しまでもすくふ」との比喻表現により、待春の心情を詠み切った見事な一句である。

中原ひそむ

碁敵と言うも句友や実万両

「実万両」は、冬の季語「万両」の傍題。夏開く白色で五裂幅状、五つの萼が花弁のようにみえる。葉その他は千両に似ているが、万両はやぶこうじ科で、科が違う。果実は球形で深紅色。千両と共に冬枯れの庭に色取りを添える。「千両・万両・在りどうし」の縁起で商家の庭に揃って植えられるとのこと。囲碁も俳句もライバルであっても勝負事ではなく、人生最終章にとっては最適な趣味である。それこそ心友同士か。詠んで、心豊かになる「実万両」の季語の斡旋の優れた一句である。

柏屋 敏秋

川渡る風にそよそよ猫柳

「猫柳」とは、春の季語。日本に自生する

柳の仲間でも最も早く開花し、早春、葉に先立って柔らかいビロードのような白毛に包まれた蕾をだす。このふつくらとした花穂を猫の尾に見立てて猫柳と名付けられた。晩春には柳絮となって飛散する。川辺の猫柳を題材にして、春風駘蕩の里山風景を活写した佳句である。

小林 昌三

嬢らの続く談笑春立てり

「春立つ」は、春の季語「立春」の傍題。立春は、二十四節気の一つで、陽暦では二月四日か五日、節分の翌日にあたる。暦の上ではこの日から春になる。暦によって立春の感情が整えられることは確かだ、寒気の中に早くも一抹の春色を覚える。「嬢」とは、庶民社会で、自分の妻または他家の主婦を親しんで呼ぶ称。近くの奥さん方の井戸端会議の光景か。早春のひと日を活写した佳句である。

椎名 弘

相続の系図のごとく蝌蚪生るる

「蝌蚪」とは、春の季語。春、産卵後十日ぐらいで孵化し、ひよろひよろと尾を振って泳ぎ出すのは滑稽味のあるものだが、池や田に真つ黒になって群棲しているところはむしろ気味の悪い感じ。だんだん四足の形が出来ると尾が短くなり、それが取れると蛙になる。提句は、「相続の系図」と季語「蝌蚪」の取合わせが妙で、見事な「ごとく俳句」となった。

日調連ウェブサイト更新情報

日調連ウェブサイトを随時更新しています！！
詳しい内容は、当ウェブサイトをご覧ください。



広報キャラクター「地識くん」

新人研修

令和4年度土地家屋調査士新人研修の実施について
土地家屋調査士新人研修の実施について掲載
しています。

URL https://www.chosashi.or.jp/activities/training/newcomers/2022_r04/

特別研修(法務大臣指定研修)

第16回土地家屋調査士特別研修について
考査の問題用紙及び解答・出題趣旨・配点について
掲載しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/training/special/>

トップページ

スライド画像を変更しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/>

会員の広場

— 会員の方へのお知らせ —

会員専用ページに更新情報がありますので
ご確認ください。

URL <https://www.chosashi.or.jp/members/>
～ IDをお持ちでない方 「新規ユーザー登録」から
ID申請について ～

※ID申請後、3日(土日祝日及び年末年始を除く)たってもIDがメールで届かない場合、
その旨を連合会へお知らせください。

※「会員の広場」は、2011年5月に登録方法が
変わりました。

2011年5月以前に登録されたID・パスワード
はご利用にはなれませんので、改めて登録
をお願いします。

編集後記

【春】

冬の間、雪の下に隠れていた境界杭が顔を見せる
季節となりました。冬場は杭を探そうとしても地面
が凍っているなど思うように仕事が進みませんが、
ようやく仕事がやりやすくなりました。積雪の多い
地域の会員の方にお話を伺ったことがあります、
冬場の仕事はほとんどできず、ほぼ休業状態との
ことでした。全く仕事ができないのは辛いことです。

季節は春になりますが、人それぞれの思いがある
のではないのでしょうか。卒業、入学、受験、進学、
就職と。仲間との別れや、新しい出会い、期待や不安
を胸に新たな環境へと進んでいかなくはなりません。
思いどおりにいった人、そうではない人も
いると思います。

そんな中、土地家屋調査士を目指す人にとっては
人生の転機といえる「土地家屋調査士試験の結果に
ついて」を例年会報誌に掲載しています。今回初め

て「土地家屋調査士試験の合格体験記」を掲載しまし
た。「補助者からの合格者が少ない」といわれている
ため、補助者をしながら合格した二名の合格体験記
の紹介となります。近年試験日が変更になり、10
月に一次試験を行い、最終合格発表が2月です。年
をまたいでしまうこともあり、非常に待ち遠しく期
待や不安でいっぱいだったのではないのでしょうか。
私も合格した時のことを思い出すとついつい目頭が
熱くなります。この度合格された皆さん、おめでと
うございます。

暖かくなるとともに心が高揚してきます。全国各
地では桜の開花の時期もそれぞれですが、お酒好き
の方にとってはついつい飲みすぎて羽目を外す場面
があるのではないのでしょうか。新型コロナウイルス
感染症もまだまだ予断を許さない状況ですので、健
康には十分留意して過ごしましょう！

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：<https://www.chosashi.or.jp> E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社